

利益相反 (COI) の申告に関するお願い

第4回日本在宅栄養管理学会学術集会では、講演・発表される筆頭演者は、利益相反 (conflict of interest : COI) の有無にかかわらず、利益相反の状態を申告する必要があります。

本会の COI 規定を参照のうえ、当日の発表時に利益相反についての情報開示をお願いいたします。

1. 開示対象期間

抄録提出時より前年1年分（講演・発表する内容に関してのみ）。

2. 一般演題（口演）発表者へのお願い

発表スライドに利益相反自己申告に関するスライドをタイトルの次（2枚目）に加えてください。

演題発表当日スライドの例

例 申告すべき COI 状態がない場合

<p>（一社）日本在宅栄養管理学会 COI 開示</p>
<p>発表者名：在宅一郎、栄養二郎、医療花子、訪問四郎（◎研究代表者）</p>
<p>演題発表に関連し、開示すべき COI 関係にある企業などはありません。</p>

例 申告すべき COI 状態がある場合

<p>（一社）日本在宅栄養管理学会 COI 開示</p>
<p>発表者名：在宅一郎、栄養二郎、医療花子、訪問四郎（◎研究代表者）</p>
<p>演題発表に関連し、開示すべき COI 関係にある企業などとして、</p> <p>顧問：A 食品 講演料：B 工場、 治験・受託研究・共同研究費：C ファーマ 奨学寄付金：D 薬品</p>
<p>COI 申告書が「有」に該当する項目すべて記載する。 （「無」の項目は記載不要）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・項目番号は不要 ・企業・団体名を記入 ・金額の記載は不要

一般社団法人日本在宅栄養管理学会 COI 規定

第1条（目的）

本規定は、一般社団法人日本在宅栄養管理学会（以下「当法人」という）が在宅栄養管理の実践と学術研究を推進する上で、学術発表講演会、学会誌の発行、研究発表などにおいて、産学連携活動に伴い個人が得る利益と衝突・相反する場面（Conflict of Interest、以下「COI」という）が生じることから、COI 状態を申告し、当法人が適切なマネジメントを行い、もって研究成果の発表等の公正と中立性を確保し、当法人に対する社会からの信頼を目指すものである。

第2条（対象者）

本規定は、COI 状態が生じる可能性がある以下の者に対して適用される。

- （1）当法人の会員
- （2）当法人の役員
- （3）当法人の職員
- （4）当法人の学術講演会などで発表する者
- （5）上記（1）～（4）の配偶者、一親等内の親族、または収入・財産を共有する者